

司法通訳と通訳言語の選択に関する一考察

—— 漢語方言に関する判例等を素材として ——

A Study on Legal Interpretation and Selection of Source
Language : Based on Cases with Chinese Dialects

小 田 格

要 旨

外国人被疑者・被告人の捜査および公判に関し、従前往々にしてとりあげられてきた問題として、司法通訳が存する。本稿においては、司法通訳に関して、漢語方言が焦点となった判例および事件処理の実例を主たる素材とし、これらと学説や他の言語が焦点となった判例等との比較を通じて、被疑者・被告人の言語運用能力がいかに認定され、かつ、通訳を付すべき言語がいかに選択されるかという点に対し、社会言語学的視座から検討をくわえた。その結果、個々の事例の問題点を抽出するとともに、言語運用能力を認定するための明確な基準・方法が確立されているということとはできず、また、通訳を必要とする言語運用能力の水準も一律でないという結論を導出した。さらに、司法通訳を付す言語に関しては、それが当該被疑者・被告人の第一言語でない場合においては、各国・各地域の言語の多様性やその使用状況の複雑性に起因する諸点に留意すべきことにも論及した。

キーワード

司法通訳, 漢語方言, 言語運用能力, 言語権, 社会言語学

0.0 はじめに

本稿を執筆中の2014年2月上旬において、新宿界隈にでかけてみると、中国語圏の春節休暇期間中ということもあり、中国語や広東語、台湾語な

どでにぎやかにおしゃべりしている旅行者たちが随所にみうけられた。また、時期的なところとは直接関係しないが、前年にビザなし渡航が解禁されたこともあってか、タイ語でたのしそうに会話している旅行者たちもまた多々確認されたところである。

2013年においては、来日外国人¹⁾が初の1,000万人台を突破した²⁾。日本政府観光局によれば、この背景には、東南アジア諸国へのビザ発給要件の緩和や、いわゆるアベノミクスの影響による円安の進行、格安航空会社(LCC)の新規就航等による航空座席供給量の増加などが存することとされているが³⁾、いずれにしても観光立国をめざし、かつ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催をひかえる日本国にとって、まずはよろこぶべき結果とってさしつかえないだろう。

さて、来日外国人の増加にもない検討すべき事項として、言語の問題がある。「訪日する意思があるのなら、当然日本語をはなすべきだろう。」といった態度や、「外国人観光客として、せめて最低限英語は理解してほしい。」といった姿勢では、とても魅力ある訪問地とはなりえない。この点に関しては、たとえば公共交通機関の表示・案内をはじめ、すでに多言語化が展開されている部分も存しているが、かかる対応については、社会のすみずみまで、いかなるレベルにおいても可能なかぎり波及させていくべきものと認識される。来日外国人を増加させるということは、日本社会のあらゆる領域で外国人をうけいれる体制を整備させることと同義といっても過言ではない。

これは、刑事事件に関する捜査および公判についても、当然にして同様のことがいえる。警察庁の報告によれば、外国人による犯罪は、近年減少傾向にあることとされ⁴⁾、かつ、その発生率も日本人のそれをしたまわっていることからして、来日外国人の増加が犯罪の増加に直結するという論は正鵠をえたものではない⁵⁾。しかし、外国人による刑事事件の多寡と、

その捜査および公判の適切性の保障とは、別次元の問題として議論すべきである。かりにも外国人による刑事事件が1件でもあるならば、それを日本国民と相違ない適正手続にしたがって処理する必要があることには多言を要さないし、この点に不安がある地を訪問したいとおもう外国人は皆無であろう。そして、外国人による刑事事件に関して、従前しばしば問題とされ、また、近年研究が進展しているものとして、捜査および公判における司法通訳⁶⁾が存する⁷⁾。

1.0 研究の目的

本研究の目的は、司法通訳の言語として、漢語方言が焦点となった判例および事件処理の実例を主たる素材とし、学説や他の言語が焦点となった判例などとの比較を通じて、被疑者・被告人の言語運用能力がいかに認定され、また、その結果にもとづき、通訳を付すべき言語がいかに選択されるかという点について検討することである。

司法通訳に関しては、この問題が顕在化してきた1980年代以降、各種の研究が本格化し、近年急激に進展してきたことが確認される。当該領域に関する論考としては、法律学からアプローチしたものと、言語学からアプローチしたものとに大別することができるとともに、この2つの学問分野において、それぞれ研究者によるものと、実務家によるものとに分類することもできる。

まず、法律学分野に関しては、刑事法を専門とする研究者による論考として、通訳が焦点とされた判例の評釈⁸⁾や、海外の事例を紹介しつつ日本の状況を検討する比較法学的アプローチによるもの⁹⁾などが存しているとともに、実務家（法曹三者や警察官）による論考としては、それぞれの視座からの実務上の課題¹⁰⁾や実際に担当した事例の紹介¹¹⁾などがみとめられる。

また、言語学分野に関しては、研究者と実務家（司法通訳人）を兼務するものによる論考もおおく、近年は、司法通訳人の役割・ありかたについての考察¹²⁾、業務の実態についての調査¹³⁾、通訳の実践上の課題解消にむけた検討¹⁴⁾、諸外国の事例の紹介¹⁵⁾などを内容とするものが多数存しており、いずれの論考からも積極的かつ真摯な姿勢がみうけられ、たかい職業意識と使命感が感ぜられる。

さて、[高畑・水野・津田・坂巻・森2013：179頁]においては、司法通訳に関する論点として、従前は、①通訳言語と被告人の母語が異なる場合は違法な措置になるかという問題、②通訳人を介して作成された調書等の証拠能力の問題、③通訳の正確性の問題、④通訳の公平性・中立性の問題などが存していたこととし、2009年の裁判員裁判制度の施行後は、①模擬裁判のデータをもとに、通訳人を介した供述が裁判の心証に与える影響、②長時間の通訳が通訳人に与える影響などが論じられているものとしている。

上記の論点に関しては、すでに多数の論考において分析・検討がなされているが、各論点を精査していくと、かならずしも論及されていない部分がおもひ発見される。そして、そうした部分のうち、被疑者・被告人の言語運用能力がいかに認定され、また、通訳を付すべき言語がいかに選択されるのかという点については、各判例や学説などを確認していくうちに、筆者の専門とする社会言語学の視座から検討していくことが可能であると認識するに至った。

また、過去の判例評釈等においては、司法通訳が問題とされた重要判例がすでに考察対象とされており、そのなかには漢語方言に関するものも存している¹⁶⁾。しかし、他方において、いまだに議論の俎上にあげられたことのない漢語方言が焦点となった判例および事件処理の実例も確認されるところであり、本稿においては、これらを主たる素材とし、個々に検討を

くわえるとともに、判例評釈等の存する他の言語が問題とされた判例との比較をおこなうことなどにより、上記諸点を考察していくこととしたい。

なお、本稿に記載する言語の名称については、原則として、判例中でも使用されている日本国での通称とする¹⁷⁾。したがって、たとえば、中国において普通話、台湾において國語、東南アジアにおいて華語などと称される標準中国語については、中国語または北京語と表記する。

2.0 関連法令

本節においては、日本国の刑事手続における言語の取扱いに関して規定した法令を俯瞰しておく。

2.1 国際人権規約 B 規約

周知のとおり、日本国が締結した条約については、国内において、原則として憲法より下位であり、法律より上位の効力を有することとなっている¹⁸⁾。したがって、日本国が締結している国際人権規約 B 規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）についても、国内において効力を有することとなる。そして、裁判に関する当該規約第14条第1項第1段ならびに同条第3項(a)および(f)は、以下のように規定している¹⁹⁾。

第14条

- 1 すべての者は、裁判所の前に平等とする。
- 3 すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。
 - (a) その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること。
 - (f) 裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことがで

きない場合には、無料で通訳の援助を受けること。

2.2 裁判所法

裁判所の用語に関する裁判所法第74条は、以下のように規定している。

第74条 裁判所では、日本語を用いる。

[佐藤1997：429頁]によれば、当該規定にいう「日本語」とは、「言語学上定義されている『日本語』を意味するもので、日本国籍を有する者の使用する言語がすべて日本語というわけではない。」こととされるときも、アイヌ語は、言語学上、日本語とは別個の言語であるから、当該規定にいう日本語には該当しないものと解説されている。

2.3 刑事訴訟法

刑事訴訟法第1編総則第13章（第175条乃至第178条）は、「通訳及び翻訳」と題されており、以下のように規定されている。

第13章 通訳及び翻訳

第175条 国語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。

第176条 耳の聞えない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせることができる。

第177条 国語でない文字又は符号は、これを翻訳させることができる。

第178条 前章の規定は、通訳及び翻訳についてこれを準用する。

第175条および第177条にいう「国語」とは、[堀籠1994] [佐藤1997]

[淵野2013]によれば、日本国内において使用されている日本語であり、ここには方言も包含されるが、多数の日本人が理解することのできない方言については、「国語」に該当しないとするのが通説である。ただし、「国語」に該当するかいなかについての実務上の判断については、[札幌2009]からするに、かならずしも上記のとおりとなっていないようである²⁰⁾。

また、第175条および第177条に関しては、いうまでもなく外国人であったとしても、「国語に通じない者」ではない、すなわち一定の日本語の運用能力が認定される場合には、通訳および翻訳がなされないことにも留意が必要である。

ところで、刑事訴訟法第223条²¹⁾との関係からしても、第175条は、公判に限定されるものであり、捜査には適用されないものと解されるのが通説である。ただし、[淵野2013]は、捜査段階においても、被疑者が通訳をうけることは、防御権保障の観点から必要不可欠であって、第175条のものとめる公正性・中立性の趣旨は、捜査手続にも推及されるものとしている。

2.4 犯罪捜査規範

犯罪捜査規範（昭和32年7月11日国家公安委員会規則第2号）は、「警察官が犯罪の捜査を行うに当つて守るべき心構え、捜査の方法、手続その他捜査に関し必要な事項」（同第1条）について規定したものである。当該規範においては、第182条（通訳及び翻訳の場合の処置）、第233条（通訳の囑託）、第235条（調書等の作成）、第236条（翻訳文の添付）、第238条（通訳人の把握等）などに言語に関する規定が存しており、警察官による捜査においては、これらが適用されることとなる。

概略以上が刑事手続に直接的に関係する言語の取扱いに関して規定した法令であるが、捜査および公判における言語の使用を言語権の問題ととら

えるならば、日本国憲法における諸規定にも留意した方がのぞましい。

[小嶋2007] は、言語権概念の憲法学的許容性について論じており、日本国憲法における言語権保障に関する条項として、第13条後段（個人の尊重と公共の福祉）、第14条（平等原則）、第21条（表現の自由）、第23条（学問の自由）および第26条（教育を受ける権利）をあげている。このうち、刑事手続に直接関係するのは、第13条、第14条および第21条といえる。また、刑事手続に関して規定されている第31条乃至第40条についても、あわせて考慮すべきものであろう。

3.0 先行研究の要点

本節においては、本稿の考察に際して必要とされる先行研究での学説や実務上の課題などを確認する。

3.1 言語運用能力の認定

前節にて確認したとおり、裁判所法第74条は、日本国の裁判においては日本語を使用することと規定し、刑事訴訟法第175条では、「国語に通じない者」には通訳を付すこととされている。また、捜査段階においても、犯罪捜査規範第233条では、「日本語に通じないもの」²²⁾には、通訳を付すこととされている。しからば、ここで問題とされることは、どの程度の日本語の運用能力をもって「国語に通じない者」と認定されるかである。

また、言語運用能力という観点からすれば、「国語に通じない者」かいないかという認定のみならず、他の言語の運用能力に関しても、同様の問題が指摘されうる。すなわち、被疑者・被告人が、かりにも「国語に通じない者」と認定された場合、ついで問題となるのは、当該被疑者・被告人に対して、いずれの言語の通訳を付すべきかということである。たとえば、被疑者・被告人がアメリカの出身であり、英語を第一言語とするという場

合には、さしたる問題は生じないかもしれないが、被疑者・被告人の第一言語が司法通訳人を手配することが困難な言語であることから、当該被疑者・被告人の第一言語ではない出身国・出身地域の標準語・共通語・公用語や、英語その他の外国語による通訳をおこなうことの適否を判断するといった場合には、日本語以外の言語の運用能力の認定もきわめて重要となる。

これらの点については、先行研究において、かならずしも議論が深化していないようにみうけられる。後述する通訳言語の選択に関して、第一言語以外の言語を使用して通訳する場合には、その判断は慎重になすべきとの見解がしめされてはいるものの、肝腎のその基準・方法には言及されていないものばかりであり、いまだ通説といえるものはみとめられない。ただし、いくつかの論考は、非常に有益な視点を供給してくれていることから、以下において確認したい。

第1に、[田中康代1998:105頁]は、いかなる被疑者・被告人に対して通訳を付すべきかについて、国際人権規約B規約の規定内容、およびこれと同様の規定を有するヨーロッパ人権条約（人権及び基本的自由のための条約）²³⁾に則した人権裁判所の判例にかんがみ、「日本語がわからない人だけでなく、何を言われているかはわかるが、自分の言いたいことを日本語で表現できないという人にも通訳人が付されるべき」という見解をしめしている。

第2に、[津田・宮脇1993]は、フィリピン人による刑事手続の各段階における使用言語についての調査およびそれに対する考察からなるものである。当該論考においては、捜査段階における言語運用能力の認定に関し、以下のような指摘がなされている。

取り調べのはじめに、被告人の学歴や海外滞在歴、日本語習熟度な

どの客観的な事項を確認してはいる。しかし、被告人が日本語や英語を理解できるかどうかは、被告人本人の主観的判断に任せる形になっている。よって、本人が日本語や英語を理解すると思っていれば、第一言語の通訳がいなくても意思疎通ができるという前提があるようだ。

また、通訳言語の選択には、一貫した基準が明確にされていない。調達され、臨席する通訳人の通訳可能な言語に合わせて、供述調書が作成される傾向があると言えるのではなからうか。[津田・宮脇1993：38-39頁]

警察取調段階における通訳言語の選定については、被疑者の学歴や経歴よりも被疑者の主観的意見が理由として扱われ、警察の通訳体制に左右される傾向が明らかになった。つまり、通訳言語の選定に明確な基準がなく、各被疑者・被告人に応じた言語を必ず通訳言語とする訳でもないのである。

実際に、第一言語以外の通訳言語に不満を抱く被告人がいたことや、日本在住歴が長くとも、日本語での取り調べや審理は、被告人にとって不利であり、第一言語による取り調べや審理が適切であることが確かめられた。[津田・宮脇1993：40-41頁]

また、取調べを実施するものの見解として、大阪府警察本部通訳センターの関係者へのインタビュー内容も記述されており、以下に引用したい。

大阪府警察本部通訳センターの関係者は次のように述べている。

「逮捕されたらまず国籍を英語で尋ねます。大体の人は、国籍ぐらいは英語で知っていますから。とくに船員なんかは。国籍がわかったら、その国の言語状況に関する客観的な知識から、それなら、母語は

何語かという検討をつける。母語の通訳人を調達できないなら、第一外国語を使うしかないでしょう。しかし、後で分からなかったとか言われ兼ねないのでなるべく母語で通訳します。母語なら分からなかったとは言えないですからね。ただ、フィリピンの人達には、私は、出身地を聞くことにしています。セブ、ミンダナオといったところで生まれ育っていると英語のほうがタガログよりも得意だったりしますから、その時は英語で取り調べをします。」(一九九二年一〇月のインタビュー) [津田・宮脇1993: 39頁]

さらに、同センターの関係者からは、刑法犯・特別法犯といったカテゴリーや罪の軽重と、通訳言語の選定基準との関係について、「関係ありません。被疑者の言語能力によります。」との回答がなされたこととされる [津田・宮脇1993: 39頁]。

第3に、[村岡1993]においては、ニュージーランド人(D氏)による刑事事件の弁護を担当した自身の経験にもとづく各種の問題提起がなされているが、ここでは捜査段階において、国際人権規約B規約に則した外国語使用原則が遵守されていないと批判している。

……日本の場合、外国人は日本に滞在している以上、当然、日本語は理解できる筈であるとの前提に立って手続を進めている観がある。より正確に言えば、日本に滞在する以上、日本語は当然に理解できなくてはならないという暗黙の規範を前提としている。外国人被疑者の約四割が警察において日本語で取調を受けているという報告は、日本語使用原則が実務を支配していることを端的に物語っている。

D氏の場合、職業として英語の家庭教師をやっていたので、警察は、日本人を相手に英語を教えている以上、日本語がわからない筈は

ないと決めつけ、任意同行、任意提出、事情聴取、逮捕といった一連の手續に警察官以外の職業的通訳者の手配をしていない。焼き鳥屋で日本語の注文ができることと日本語で自らに科せられた犯罪の嫌疑を理解することとは質的に異なる。また、同じ英語と言っても、ブローケンな日常会話用和製英語と犯罪の容疑者という重大な危機に直面していることを正確に伝える英語とではレベルが違う。この自明の理が実務の現場では無視されている。[村岡1993：74頁]

上記の2つの論考などを検討したうえで、[田淵1995：37頁]は、「通訳体制の量的・質的不備は、通訳を付すか否かの判断および、通訳を付ける場合にどの言語の通訳を付けるかの選択の際、捜査側の事情に合わせる形で、対応されている様子を伺うことができ」としている。

3.2 第一言語以外の言語の使用

被疑者・被告人が「国語に通じない者」と認定された場合、ついで判断されるべきは、いずれの言語の通訳を付すかということである。この点については、通訳言語は、被疑者・被告人の第一言語とすることがもっとものぞましいが、その第一言語が日本国において司法通訳人を確保するのに困難な言語である場合にあっては、慎重にその運用能力を検討したうえで、第一言語以外の言語を通訳言語とすることもやむをえないというのが通説・判例である²⁴⁾。

ただし、少数説ではあるが、第一言語以外の言語での取調べには受忍義務なしとする論考も存する。[瀬野1989]は、以下のように主張する。

外国人被疑者は自己がもっとも理解できる言語の通訳を要求する権利を有する。すなわち、母語の通訳を要求できる。母語というのは被

疑者が国籍を有する国の公用語とは必ずしも一致しないことに注意すべきである。だが、母語と同程度の語学能力があると認められる言語があるばあいには、例外的にその言語を使用することが許されよう。

捜査機関が母語の通訳を調達することができないばあいには捜査機関は取調べを諦めるべきである。すなわち、身柄の拘束を受けている被疑者に取調べ受忍義務があるという現行の捜査実務を前提としても、母語以外の言語での取調べについては、取調べ受忍義務はないというべきである。[瀬野1989：13頁]

4.0 諸言語に関する重要判例

本節においては、刑事実務における通訳言語の選択に関し、従前、漢語方言以外の言語が焦点とされ、かつ、先行研究において検討がなされてきた重要判例について確認する。

4.1 裁判において通訳を付すかいなかの判断は裁判所の指揮権の範囲にあるとした事例（大阪高等裁判所1952（昭和27）年1月22日決定（高等裁判所刑事判例集5巻3号201頁））

本件事案は、騒擾・公務執行妨害等についての公判において、日本語の能力に差がみられる15名の朝鮮人の被告人たちに対し、裁判長が日本語に通ずるものには日本語で陳述するよう要求したところ、被告人たちは、朝鮮語の使用が訴訟の武器となることや、民族の自立に資することなどを主張し、これが許可されなかったことから、今度は、かかる対応が防御権行使の不当な制限に該当し、人権蹂躪であるなどと主張して、裁判長の忌避の申立をおこなったものである。

上記の申立に対して、大阪高等裁判所は、「日本の裁判所においては、たとえ外国人であっても日本語に通ずる場合には日本語を用いさせ用語の

自由な選択を許さない」こととし、陳述者に通訳を付すかいないかの判断については、当該陳述者の申出によるのではなく、裁判所の指揮権の範囲に属すると判示した。

なお、[北村・早川1989：26頁]によれば、捜査段階において、取調べの際に通訳を付すかいないかの判断については、上記判例をふまえて、
「外国人の被疑者等に対する取調べにおいても、当該捜査を主宰する捜査主任官がこれに準じた基準により、通訳を付すべきか否かを決定することができるものと解される。」としている。

4.2 タイ語を第一言語とする被告人に対する英語の通訳が違法な措置でないとした事例（東京高等裁判所1960（昭和35）年12月26日判決（下級裁判所刑事裁判例集2巻11・12合併号1369頁））

本件事案は、麻薬取締法違反についての原審において、タイ語を第一言語とするタイ人の被告人に対し、英語の通訳が付されたところ、当該被告人は英語の運用能力がひくいことから、英語による通訳を適切に理解することができず、かつ、英語による供述も意をつくせたものではなかったという主張がなされ控訴されたものである。

上記の主張に対して、東京高等裁判所は、「タイ国語に通ずる通訳人を得ることが極めて困難な現状においては、そのタイ国人が英語を理解しかつ話すことができる場合には、英語による通訳によることもやむを得ない」とし、かかる対応をもって違法な措置とはいえないと判示した。

4.3 国際人権規約B規約が要請しているのは、その理解する言語での告知・通訳であり、母国語によると限定されてはならず、捜査段階における通訳言語については、捜査官と被疑者との意思疎通があれば十分であるとした事例（東京高等裁判所1992（平成4）年4月8日

判決（判例時報1434号140頁）

本件事案は、大麻樹脂の日本国への持込みについての捜査に関し、ペルシャ語を第一言語とするイラン人の被告人に対して、英語による通訳を付して取調べがおこなわれたことは、国際人権法上無効な措置であり、原判決が証拠として採用した員面調書には証拠能力が存しないという主張がなされ控訴されたものである。

上記の主張に対して、東京高等裁判所は、国際人権規約 B 規約第14条第3項(a)および(f)が要請しているのは、その理解する言語での告知・通訳であり、母国語²⁵⁾によると限定されてはならず、捜査段階における通訳言語については、捜査官と被疑者との意思疎通があれば十分であると判示した。また、英語の通訳による員面調書の内容は詳細かつ具体的なものであり、かつ、ペルシャ語の通訳により作成された検面調書の内容とも符合していることから、被告人の英語の理解力はペルシャ語のそれと遜色ないものであるとも判示している。

4.4 パンジャブ語を第一言語とする被告人に対するウルドゥー語の通訳が違法な措置でないとした事例（東京高等裁判所1992（平成4）年7月20日判決（判例時報1434号140頁））

本件事案は、強盗・強盗致傷についての捜査に関し、3名のパキスタン人の被告人のうち、2名がパンジャブ語²⁶⁾圏の出身者であるにもかかわらず、インド人のウルドゥー語²⁷⁾通訳を付しておこなわれたことについて、被告人は通訳人のウルドゥー語を十分に理解することができず、また、一部にはヒンディー語をもまじえた通訳がなされたこともあり、原審が証拠として採用した調書は、被告人の真意が適切に反映されたものではなく、したがって、「言語的デュー・プロセス」、すなわち憲法第31条の保障する適正手続に違反するという主張がなされ控訴されたものである。

上記の主張に対して、東京高等裁判所は、「地方都市における少数言語²⁸⁾の通訳人の確保には多くの困難を伴うのであって、この現実的な側面を無視するわけにはいかないのは当然」であるとし、捜査段階および原審において、第一言語でないパンジャブ語ではなくウルドゥー語による通訳が付されていたとしても、被告人らがそれを理解しているかぎり、かかる措置を違法不当視することは相当でないものと判示した。

4.5 イロカノ語を第一言語とする被告人に対するタガログ語および英語による通訳を介した捜査・公判が許容されたとした事例（東京高等裁判所1994（平成6）年11月1日判決（判例時報1546号139頁））

本件事案は、原審において殺人の共同正犯を認定され、懲役の実刑判決がなされた3名のフィリピン人の被告人のうち、1名はイロカノ語²⁹⁾しか理解できないにもかかわらず、捜査および公判がタガログ語および英語の通訳を介しておこなわれたことから、日本国憲法に規定される反対尋問権や裁判を受ける権利、公平な裁判を受ける権利が侵害されたなどという主張がなされ控訴されたものである。

上記の主張に対して、東京高等裁判所は、「一般に、捜査及び公判については、被疑者や被告人が十分に理解できる言語についての適切な通訳人が得られる限り、その言語による通訳人を介した取調べ及び公判審理を行うことが望ましいが、そのような通訳人を得ることが困難な場合等には、被疑者や被告人が理解でき、意思の疎通ができる他の言語により取調べ及び公判審理を行うことも許される」と判示し、本件事案についても、かかる状況に該当しており、被告人の主張は排斥されることから控訴棄却された。ただし、東京高等裁判所は、第一言語ではない言語による通訳を付す場合について、「取調べや審理に誤りが生ずるようなことがあってはならず、また被疑者、被告人に対する権利の保障が不十分になる結果を招くよ

うなものであってはならないことはいうまでもない」とも判示している。

4.6 捜査段階における通訳人の言語運用能力は、公判段階における通訳とはことなり、特別の場合をのぞいて、日常生活における通常一般の会話ができる程度とさほどかわらないとした事例（東京高等裁判所1996（平成8）年7月16日判決（判例時報1591号132頁））

本件事案は、スナックのホステスであったタイ人の女性3名が、自分たちに売春を強要していたタイ人女性を共謀のうえ殺害し、被害者に管理されていた自分たちのパスポートや現金などを強取した事件に対し、原審において、強盗殺人が認定され、有罪判決とされていたところ、捜査段階において被告人に付されていたタイ人の通訳人は、日本語の運用能力に問題があり、捜査官の質問・被告人の供述を誤解したまま不適切な取調べがおこなわれていたのであって、事実認定の根拠とされた自白調査には信用性がなく、訴訟手続の法令違反が存するという主張がなされ控訴されたものである。

上記の主張に対して、東京高等裁判所は、まず、本件のように被告人が日本語を理解しない場合において、タイ語を第一言語とする通訳人には日本語に通じていることが基本的前提であるという、刑事手続における通訳人の適格性に関する一般的見解をしめしたうえで、通訳人に要求される日本語の運用能力の程度については、「一語一語正確にかつ文法的にも誤りなく通訳できる能力を持っていることが最も望ましい」としながらも、捜査段階においては、犯罪に関するものとはいえ、社会生活中で生じた事実関係を取調べるのであって、特別の場合をのぞいて、日常生活における通常一般の会話とさほど相違ないとした。また、この点について、より具体的には、「日常の社会生活において、互いに日本語で話を交わすに当たり、相手の話していることを理解し、かつ、自己の意思や思考を相手方に

伝達できる程度に達していれば足りる」とするとともに、「捜査段階にある限り、漢字やかなの読み書きができることまで必要ではなく、法律知識についても、法律的な議論の交わされる法廷における通訳人の場合と異なり、通常一般常識程度の知識があれば足りる」と判示した。そして、最終的には、捜査段階における通訳人の適格性が認定され、自白調書についても信用性を有するものであるという判断がなされている。

5.0 漢語方言に関する判例および事件処理の実例

本節においては、刑事実務における通訳言語の選択に関し、漢語方言が焦点となった4件の判例および1件の事件処理の実例について確認・検討する。

5.1 法廷通訳の公平性・正確性について疑問が呈された事例（大阪高等裁判所1991（平成3）年11月19日判決（判例時報1436号143頁））

本件事案は、香港在住の被告人A（英国籍）と共犯者B（中国籍）およびC（中国籍）が、Cが以前に勤務したことのある兵庫県氷上郡氷上町所在の毛皮製品製造会社の社長D宅に強盗目的で侵入し、家人を1名ずつ刺身包丁で脅迫のうえ縛するなどして現金を強取しようとしたものの、家人にさわがれたことから所期の目的をはたさぬまま逃走しようとした際、Dの父親Eに傷害をおわせて失血死させたという強盗致死および銃砲刀剣類所持等取締法違反に関する控訴審である。

当該控訴審においては、弁護士より、控訴趣意として訴訟手続の法令違反および事実誤認の2点が主張され、前者については排斥されたが、後者についてはみとめられ、かつ、その内容が判決に影響を生じさせることがあきらかだと判断された結果、破棄差戻とされた。

また、当該判例では、上記の2点の控訴趣旨以外に、「原審の通訳その

他審理上の問題点について」として、法廷通訳人の公正性・正確性に疑義があるという弁護人の指摘に対しても判断がなされていることから、この点について確認することとしたい。

まず、弁護人からの指摘に該当する部分は、以下のとおりである。

一 被告人は当審第四回公判で、特にCが原審で供述したことが公判調書に記載されていないことが少なからずあると供述している。原審では判決宣告期日以外には、公判廷における審理状況は録音されていない。弁護人は、その唯一残されていた判決宣告期日の録音テープによっても、通訳人は重要な判示部分についての通訳をしておらず、また、判示と異なる意味に通訳しているとして具体的にその部分を指摘し、右のような誤った翻訳がなされた原因について、(1)被告人の言語である広東語は方言があり、翻訳するのに容易ではないこと、(2)通訳人は日本語の理解力及び広東語の語学力不足、(3)判決文の分かりにくさを指摘し、(4)そして、本件の最大の問題点として、原審で裁判所が選任した通訳人が捜査段階から一貫して通訳している者と同一人物で、事件について予断を有し、判示部分について勝手に取捨選択したり、誤解して通訳している、と主張している。

さらに、弁護人は、通訳人のFは、平成元年一月一七日、神戸地方検察庁において英国総領事館の係官が被告人に面接した際にも通訳人として立ち会っているが、日英領事条約第二三条二項には、「領事館は、また、立会人なしで自己が選択する言語で、その国民と面談」することができる」と定められているところ、通訳人があくまで通訳をするためにその場に立会ったというのであれば問題はないが、証拠によれば、本件通訳人は、後日その面談の内容を検察事務官に供述し、その検察事務官がその聴取内容を報告書に作成している。通訳人も捜

査機関も、前記条約の趣旨を全く理解していない、と批判している。

ついで、上記の主張・批判に対する大阪高等裁判所の判断は、以下のとおりである。

原審の通訳人が捜査段階からの通訳人 F であったことは記録上明らかである。ところで、被告人や C は、中国語の中でも広東語を使用するものである。これに対し、B は広東語も理解できるが、主に北京語を使用している。広東語と北京語の両方に通じた通訳人を確保することは、中国と比較的関係の深い神戸地区においてさえ容易なことではないとみられるのであって、この現実には直視せざるを得ない。捜査段階の通訳人が法廷の通訳人に選任されることは、決して望ましいことではないが、それ自体直ちに不当又は違法であるとまではいえない。しかし、本件ではその通訳の正確性や公平さに疑問が投げかけられているのである。原審で重要な証言又は被告人質問を通訳した内容が録音化されていないため、事後的にその検証ができないというのも問題である。判決宣告状況に関し弁護人の指摘を否定すべきものがなく、これから推して、原審公判における各証言や供述の通訳の正確性に関しても、一抹の危惧を払拭することができない。加えて、当審提出の検察事務官作成の平成元年一月一七日付け報告書によれば、通訳人 F が被告人と領事館の係官との面接の結果を捜査側の検察事務官に供述している事実も認められる。これらが直ちに日英領事条約に違反するとはいえないにしても、通訳人 F の姿勢を暗に示すものといえないではない。したがって、原審の選任した通訳人に関しては、弁護人の批判を免れることができない。

当該判例の評釈である〔田中康郎1998〕〔角田2005〕によれば、その後の実務においては、原則として、捜査段階と公判段階とでは別の通訳人を選任する運用がなされており、また、外国語の原供述および通訳を録音・保管し、上訴がなされた場合には、上訴記録とあわせて送付し、確定後も一定の事件については検察庁に引継ぎがなされたうえで、記録と一体のものとして保管される取扱いが確立していることから、現在においては、本件のような問題は生じないこととされている³⁰⁾。

なお、判例評釈や先行研究等では、上記のような通訳の公平性・正確性もつばら注目されているが、当該控訴審においては、事実誤認を認定するにあたって、被告人が香港の家族にあてた手紙の検討がなされ、その際に、兵庫県警察本部警備部外事課長による中文の手紙の翻訳書面に誤訳があることが確認されており³¹⁾、刑事手続における通訳・翻訳の影響が甚大であることを別の側面からもうかがうことができる。

5.2 福州語を第一言語とする被告人に対する通訳に関し、北京語が使用されたことや通訳人の力量が不足していたことなどの原因により誤訳が生じていたとの主張が採用されなかった事例（東京高等裁判所1998（平成10）年1月29日判決（判例時報1641号146頁））

本件事案は、「多摩市パチンコ店従業員強盗殺人事件」として著名であるが、福建省出身の中国人である被告人2名をふくむ3名が共謀し、パチンコ店の店員を襲撃・殺害のうえ、売上金等の現金を強取した強盗殺人事件の控訴審である。原審においては、2名の被告人に対して、いずれも死刑がいいわたされたが、弁護人は、この量刑は不当に過重であるとし、控訴趣意として、訴訟手続の法令違反、ならびに事実誤認および法令適用のあやまりについて主張がなされた。このうち、事実誤認に関しては、以下のような誤訳についての弁護人の主張およびこれに対する東京高等裁判所

の判断がみうけられる。

(六) 被告人 A の弁護人は、被告人 A の検察官に対する平成四年一二月二五日付け供述には、「D が『北京人の話によるとパチンコ店の金を容易に奪える』という情報が入っているということ saying だったので、売上金を奪う目的でパチンコ店に下見に行くことだけは判っていました。」旨の記載が、また、被告人 A の検察官に対する平成四年一二月二六日付け供述調書中にも「三回目にパチンコ店に行ったときは、金を奪いに行く予定でした。」旨の記載があるところ、本件犯行前、被告人 A は、被告人 B と D がパチンコ店の店員と通じるなどして、パチンコの機械に不正な操作をして金を儲けようとしているのではないかと感じていたことから、その趣旨で「金を取得する」と表現して供述したのを、通訳人が話す北京語と被告人 A が話す福州語との違い、さらに、日本語との違い、通訳の力量等により、「金員を強奪する」との趣旨に誤訳されて右のような記載内容になった、という。

しかしながら、右各供述調書の前後の文脈を見れば、被告人 A がパチンコ店の店員の意思に反して「金を奪う」という趣旨で述べたことは明らかであって、右所論は採用できない。

上記の内容については、弁護人が細部にいたるまで事実誤認を主張したものの、それが裁判所により採用されなかったという点においては、特段注目すべきところはないかもしれない。また、事件全体の状況からするならば、弁護人による上記の誤訳にかかる主張は、詭弁にちかいものと感じられるところもあり、東京高等裁判所の判断自体には、特に問題があるようには認識されない。

しかし、本稿の主たる関心事である通訳言語の選択という点に照準をあわせていくと、いささか等閑視できないところがある。すなわち、「通訳人が話す北京語と被告人Aが話す福州語との違い、さらに、日本語との違い、通訳の力量等により、『金員を強奪する』との趣旨に誤訳され」という部分からは、通訳人と被告人Aの間で使用されていた言語について疑問がもたれる。通訳人の福州語の運用能力および被告人Aの北京語の運用能力がどの程度であったかについては、つまびらかとなっていないが、すくなくとも通訳人が北京語をはなし、被告人が福州語をはなして意思疎通をはかるということは、両言語の差異にかんがみても、当然視されるべきものではない。

また、弁護人は、通訳の力量等についても疑問をなげかけているが、東京高等裁判所は、この点について正面から言及しないまま、供述調書の前後の文脈から通訳の適切性があきらかであるとしている。もっとも、弁護人にとっては、上記の部分以外に誤訳等の指摘をおこなっていないことからすれば、通訳人の能力については、實際上、総じて問題とすべき水準にはなかったと推察されるところでもあり、東京高等裁判所として、弁護人が事実認定の根幹に影響する一部分のみ誤訳を主張したことへの対応としては、おおむね妥当なものであったと首肯することもできる。ただし、かりにそうだとしても、上記主張全体についていえば、もうすこし詳細な説明がなされてもよかったものと思料される。

- 5.3 捜査段階の通訳について被告人のもっとも得意とする言語が使用されなくとも被告人の自白調書の証拠能力があるとされた事例（東京高等裁判所1998（平成10）年9月22日判決（東京高等裁判所刑事判決時報49巻1～12号53頁））

本件事案は、中国系マレーシア人の被告人による窃盗未遂や傷害などに

ついでに控訴審である。当該控訴審においては、弁護人により、控訴趣意として訴訟手続の法令違反に関し、証拠能力なき自白調書の採用および実質的弁護権の侵害という2点について主張がなされた。このうち前者の証拠能力なき自白調書の採用にかかる主張は、通訳言語の選択に関するものである。弁護人による主張の骨子は、大要以下のとおりである。

すなわち、被告人の第一言語は客家語であるが、広東語にもこれに準ずる運用能力がある。他方において、北京語については、一応の意思疎通が可能であるが、客家語および広東語のように正確に理解・表現することは困難である。しかるに、捜査段階の取調べにおいては、すべて北京語による通訳が付され、その結果として、質問を十分に理解することができず、また、正確な表現ではない供述をすることとなった。しかも、被告人の各自白調書には、広東語またはタガログ語による通訳を付して取調べをおこなったという誤記がなされている。かかる対応は、国際人権規約B規約に違反しており、これは看過できない重大なあやまりであって、被告人の各自白調書には証拠能力が存せず、これを採用した原審の訴訟手続には、判決に影響をおよぼす法令違反がある。

上記の主張に対して、東京高等裁判所は、以下のように判示した。

すなわち、①各自白調書すべての末尾には、被告人および作成者である司法警察員または検察官の署名押印があることにくわえ、通訳人の署名押印もなされているところ、原審において、被告人は、これら各自白調書が証拠とされることに同意しているとともに、各調書の記載内容や通訳人の署名押印などにあやまりがあるという主張は一切なされていなかったこと、②原審において、被告人は、捜査段階での取調べで北京語の通訳がなされたとは一切供述していないこと、③控訴審における事実取調べの結果において、被告人は、勾留質問の際に女性の通訳人が使用したのは広東語であったが、それ以外においては、1名の男性の通訳人が通訳をおこない、

その際に使用されたのは北京語であったと供述しているのに対して、当該男性通訳人は、通訳言語は原則として広東語を使用し、ときおり被告人から北京語により返答がなされた場合には、通訳を正確にするために広東語および北京語の両方を使用することもあったと証言しているところ、被告人のかかる供述は、控訴審において突然いいたされたものであり、この時点でなぜ急にかかる主張をしはじめたかの合理的な説明もないことから、到底信用できるものでないこと、④一般的に、外国人による刑事事件の捜査および公判の手續に際しては、当該外国人の母国語やもっとも得意とする言語³²⁾が通訳に使用されなくとも、当該外国人の理解する言語が使用されていれば違法ではなく、国際人権規約 B 規約の関係規定の趣旨にも反しないことはあきらかであること、⑤通訳人の証言によれば、被告人の北京語の運用能力については、広東語のそれに準ずるものがあり、かりに捜査段階において、広東語以外に北京語が相当程度使用されていたとしても、被告人は十分に理解できるものと判断されること、⑥原審における公判審理では、被告人質問もふくめて、北京語による通訳人を介しておこなわれたが、被告人の北京語および日本語の運用能力³³⁾からして十分に肯定できることなどから、捜査段階および公判段階を通じて、通訳に使用された言語は、いずれも被告人に通ずるものであったことがみとめられ、各自白調書を証拠として採用した原審の訴訟手續には、判決に影響をおよぼすような法令違反はないとした。

ただし、東京高等裁判所は、各自白調書における「タガログ語」で取調べをおこなったという記載については、被告人が当該言語に通じていないことが各種証拠によりあきらかであることから、この点が誤記であることをみとめている。通常、中国系マレーシア人に対して、タガログ語の通訳を付すということは、およそ想定されないところであり³⁴⁾、かかる記載が各自白調書になされていたという事実は、各国・各地域における言語の使用

状況等に対する捜査機関関係者の知識・理解の不足が如実に表出したものという。また、同一の通訳人が捜査段階においてほぼ一貫して通訳をおこなっていたことと、タガログ語という不適切な記載が各自白調書に存していたこととの関係からすると、東京高等裁判所が当該通訳人の証言を全面的に肯定・信用していることには、疑問がのこるところがある（この点については、6.2において詳述する。）。

5.4 捜査段階において広東語を第一言語とする被疑者に対し北京語および英語による通訳がなされた事案につき有罪立証が不十分として無罪となった事例（東京地方裁判所2011（平成23）年1月24日判決（判例集未登録／TKC 文献番号：25471397））

本件事案は、覚せい剤取締法違反等についての裁判員裁判であり、最終的には、無罪判決がなされた³⁵⁾。具体的な事件の経緯・状況としては、本来、主として風俗店での遊興等を目的として来日した中国籍の被告人X³⁶⁾に対して、来日後に、香港の友人より、日本在住の知人にわたすための荷物をXの宿泊しているホテルあてに郵送したので、これをとりついでほしいという電話での依頼があったところ、実は当該荷物には覚醒剤が封入されており、この事実が成田税関で発覚したことから、捜査機関がライブ・コントロールド・デリバリー³⁷⁾を開始し、その後、Xが逮捕・勾留のうえ起訴されたというものである。

実際に公判前整理の段階から本件を受任した弁護士による事例報告の[藤本・高安2011：39頁]は、本件の争点について、「本件荷物に覚せい剤が入っていることを知っていたかどうかといういわゆる『覚せい剤の認識』、覚せい剤取締法違反、関税法違反（以下、『覚せい剤事犯』という）の故意の存否である。」とし、「……本件について自白等覚せい剤の認識を証明する直接証拠は存在していないので、検察側が証明する間接事実から覚

せい剤の認識を推認させることが必要であり、具体的争点は個々の間接事実の存否、信用性およびその間接事実の推認力」であるとしている。そして、この間接事実をめぐることは、捜査段階の通訳に関してもすくなくならず検討がくわえられている。以下においては、判例の該当部分を確認する。

(4) 捜索差押えから被告人が覚せい剤営利目的所持の嫌疑で現行犯逮捕されるまでの被告人の言動

検察官は、4月15日の××号室における捜索差押えの際、被告人が、本件郵便物を開ける前に、「中身に問題があるから、あなた方が来たのでしょうか。」と言ったこと、開けた後、白色結晶を見るなどした際に驚かず、逮捕の際も抗議しなかったこと等の言動から、被告人が本件郵便物の中身について覚せい剤であることを認識していたと推認できると主張する。

この点に関して、捜索差押えと現行犯逮捕に当たったD警察官は、被告人に前記言動があったと証言している。しかし、まず本件では、捜索差押えから現行犯逮捕までの手続きに立ち会っていたのが、北京語と英語の通訳であり、被告人が日常使用している広東語の通訳ではなかった点が問題となる。被告人は、自分は北京語も英語も十分には理解することができないと述べているところ、逮捕後の被告人の取調べを担当したE検察官が、後日公判で通訳の正確性について争われる可能性があると考え、当初の北京語の通訳と相談した上で、言語を広東語に切り替えたことに照らしても、被告人には北京語について十分な能力があるとは認められない。また、英語については、被告人と応対したPホテルのフロント係が、被告人は英語がうまくなくて、単語や簡単な文章と身振り手振りでやり取りをしたと述べており、やはり被告人に十分な能力があるとは認められない。本件におけ

る捜査差押えから現行犯逮捕までの手続の記録を見ると、被告人と通訳との間でコミュニケーションが全く取れていなかったとまでは言えないが、なお、被告人が当時の状況を正確に理解していたか、被告人の発言が警察官に正確に伝えられたかについては、疑問を残す。Dは、十分な意思疎通ができていたかのように証言するが、Dが広東語、北京語、英語に通じているとは認められず、Dの主観的印象にすぎないと解するしかない。

判例においては、さらなる検討がなされたうえで、「捜査差押えから現行犯逮捕までの被告人の言動をもって、被告人が本件郵便物の中身について覚せい剤であることを認識していたと直ちに推認することはできない。」として、検察官による上記主張は排斥されている。

5.5 中国人の大量密入国事件処理に関する実例（1996（平成8）年12月および1997（平成9）年2月に発生した密入国事件）

[川原・久保・長倉・中島・水野・宮武1997a; b]（以下、「川原等1997a; b」という。）は、名古屋地方裁判所において、1996年12月および1997年2月に発生した密入国事件に関与した裁判官による当該事件処理の実例紹介である。両事件ともに密航者は中国人により構成されているところ、[川原等1997a; b]においては、各公判手続上における問題として、すくなくならず通訳に関する点に言及がなされている。以下においては、勾留に関する手続処理上の問題として、通訳言語の選択等について言及されている部分を確認したい。

また、検察庁から事前に得た情報によると、被疑者の使用言語は、北京語と福建語ということだったが、実際に勾留質問手続を試みる

と、福州語や長楽語等少数言語を使用する被疑者がおり、これら少数言語使用の被疑者の通訳に手間取った。今回は、これら少数言語を使用する被疑者に対し、北京語や福建語の通訳人が時間をかけて通訳することができた。しかし、例えば、福州語や長楽語等の少数言語を使用し、十分な学校教育を受けていない農村出身の被疑者等については、福建語の通訳人でも十分に対処できない場合も考えられる。したがって、被疑者の通訳言語については、検察庁から事前に十分に情報を収集する他、被疑者の使用言語が事前の情報と異なる場合に備え、少数言語（方言）の通訳人も準備しておく必要がある（なお、言葉が通じないのであれば、中国人被疑者とは筆談をすればいいのではないかとの考え方もありうる。しかし、前述したとおり、密入国本犯者の教育水準は概して低く、識字力も十分でないことが多いので、筆談を用いることは現実的でない。）。特に、大量密入国事件では、福建省付近からの密入国事件が多いので、右地域からの大量密入国事件では、福建語、福州語、長楽語等少数言語の通訳人を確保しておく必要がある。

さらに、長楽語、福州語などの少数言語に対応するためには、被疑者の出身地、船の出港地、寄港地などを確認して、使用言語を予め推測し、通訳人を用意する必要がある。そのためには、世界の各地域ごとの使用言語をデータベースとして整備するとともに、全国的に通訳人を融通しあうことを可能にしたり、勤務時間外でも容易に利用できるようにするためネットワーク化することが必要である。今後の課題となろう。[川原等1997b：58-59頁]

前述のように、事前に得た情報に基づき、北京語及び福建語の通訳人を準備したが、実際に勾留質問をしてみると、長楽語などの少数言語（地方言語や方言）を使用する被疑者がいることが判明し、その通訳

に支障が生じたり、あるいは被疑者の理解力自体が不十分であることから手続が滞る場合があった。このため、被疑者の理解を常に確認しながら、手続を進める必要があった。

具体的には、

ア 被疑者が方言を使用していたため、通訳人の福建語が通じなかった。もっとも、当初の通訳人も、被告人の使用する方言を部分的に理解できたため、もう一人被告人の方言を多少理解できる通訳人に入ってもらい、二名で協力して通訳してもらった。

イ 福建省出身の被疑者が通訳人の北京語は分からないと訴えたが、使用言語が異なるというよりも、被疑者の理解力自体が低かったようで、通訳人に福建語・北京語を使って、時間をかけて通訳してもらった。

ウ 福州語を使用するという被疑者が、署名押印の段階で、通訳人の中国語はよく分からないと言い出した。何度か問答するうち、やはりよく分かっていないように見受けられたので、黙秘権告知からやり直したものがあった。

等の例があった。[川原等1997b：60頁]

上記の内容については、事件処理の時期が1990年代中盤であることや、大量密入国事件という事案の特殊性などを斟酌すると、やむをえないところもあるだろうが、それでもなお疑問のもたれるところがすくなくない。

まず、福州語や長楽語を使用する被疑者に対しては、北京語や福建語の通訳人が時間をかけて通訳したなどとしているが、各言語の差異にかんがみれば、時間をかけて丁寧にやりとりしさえすれば適切なものとなるとは判断しがたく、上記「ウ」の実例は、この証左というべきものである。

ついで、かような密入国の事案においては、被疑者の識字力がひくいこ

となどから、現実的な対応ではないとしているものの、一般論的見解として「言葉が通じないのであれば、中国人被疑者とは筆談をすればいいのではないかとの考え方もありうる。」と括弧書きで記載されている内容については、あまりに信じがたいものであり、中国語の教育者および学習者からすれば到底賛同できないはずである。

さらに、当初、検察庁からは、被疑者の使用言語が北京語および福建語であるという情報がいってきっていたが、実際にフタをあけてみると福州語や長楽語を使用する被疑者もいたという記述は、捜査段階における通訳が適切になされていなかった可能性があるということの意味している。

6.0 比較検討

本節においては、通訳言語の選択に関する諸点について、これまで確認してきた判例等を比較検討する。なお、前節および前々節において確認してきた各判例および事件処理の実例については、該当項の番号をもって表記する。

6.1 通訳の必要性が認定される言語運用能力の水準等

外国人の被疑者・被告人は、どの程度の日本語の運用能力をもって「国語に通じない者」と認定されるのか。また、外国人被疑者・被告人に付すべき通訳の言語については、それが第一言語でない場合、当該被疑者・被告人がどの程度の運用能力を有しているものであるべきなのだろうか。

これらの点に関して、直接的かつ明確に言及している判例は、5.4のみである。しかし、他方において、通訳人の適格性と言語運用能力との関係については、いくつかの判例に裁判所の判断がしめされており、これらも上記の点を検討する際の一定の材料となりうる。なぜならば、通訳人としての適格性が認定されるにたる最低限の言語運用能力と、通訳を必要とし

ないと認定されるにたる最低限の被疑者の言語運用能力とでは、おおむね同一水準か、すくなくとも前者が後者をしたまわることはないものと認識されるからである。したがって、こうした対照指針を念頭におきつつ、以下においては、時系列および内容にかんがみ、まず、通訳人の言語運用能力に関する判例を確認したうえで、5.4と比較することとしたい。

通訳人の言語の運用能力に関しては、4.3では、捜査段階の通訳人について「捜査官と被疑者との意思疎通があれば十分」とされ、4.6では、捜査段階の通訳人について「日常における通常一般の会話とさほど程度を異にするものではない」とされている。また、4.6では、「捜査段階にある限り、漢字やかなの読み書きができることまで必要ではな」ともされている。

かかる内容からするならば、すくなくとも捜査段階においては、被疑者がこれらと同等以上の日本語の運用能力を有していれば、「国語に通じない者」ではないと判断される可能性があるといえよう。また同様に、捜査段階において、被疑者に対し第一言語以外の通訳を付す場合には、当該被疑者が日常会話程度の運用能力を有する言語であれば問題ないものと解される。

しかし、これら2つの判例でしめされている「意思疎通」や「日常生活における通常一般の会話」というのは、具体性の欠如したきわめて曖昧な表現であり、いかようにも解釈することが可能なものである。また、4.6に対しては、[田中1999]などが疑問を呈しており、リテラシーの面もふくめて日本語の運用能力に問題があると認識される通訳人により、意をつくすことができなかつた被告人にとっては無念の判決であったものと思料される。

さて、上記の2つの判例に対して、5.4は、被告人の言語運用能力について直接的に言及したものである。当該判例において、被告人に北京語および英語の運用能力が十分でないと判断した理由について整理すると、以下のとおりとなる。

すなわち、北京語については、①被告人本人が十分に理解できないと供

述していること、および②取調べを担当した検察官が、公判において通訳の正確性が焦点となることを危惧して、北京語の通訳人と相談のうえ、広東語の通訳に変更したことをもって、被告人には当該言語についての十分な能力があるとは認められないこととされた。また、英語については、①被告人本人が十分に理解できないと供述していること、および②被告人と応対したホテルの従業員が、被告人は英語がうまくなく、単語や簡単な文章と身振り手振りでやり取りをしたと証言したことをもって、被告人には当該言語についての十分な能力があるとは認められないこととされている。

そして、5.4においては、被告人と通訳の関係に関し、「捜査差押えから現行犯逮捕までの手続の記録を見ると、被告人と通訳との間でコミュニケーションが全く取れていなかったとまでは言えないが、なお、被告人が当時の状況を正確に理解していたか、被告人の発言が警察官に正確に伝えられたかについては、疑問を残す。」と判示されている。

こうした5.4と4.6とを比較したとき、以下の2点が指摘される。

第1に、5.4の上記判断については、通訳人の言語運用能力が「日常の社会生活において、互いに日本語で話を交わすに当たり、相手の話していることを理解し、かつ、自己の意思や思考を相手方に伝達できる程度に達していれば足りる」という4.6と比較して、ただちに矛盾したものとはいえぬ。しかし、5.4に関していえば、捜査段階における手続の記録上から、被告人と通訳人とのコミュニケーションがある程度とれていたと認定しつつも、被告人の状況理解および意思伝達について、その正確性になお疑問があるとしている。すなわち、4.6と5.4とを比較するならば、後者については、より正確性に比重がおかれているようにみうけられるところであり、これは相当に慎重なものであって、被告人に有利な内容となっているものと認識される³⁸⁾。このような判断・姿勢は、外国人被疑者・被告人に対して適切な通訳を付すべきという観点からするならば、肯

定的に評価すべきものといえよう。

第2に、4.6は、通訳人の言語運用能力について「日常における通常一般の会話とさほど程度を異にするものではない」としたが、これには「特別の場合を除いて」という条件が付されている。しからば、5.4が上記のように被告人の状況理解および意思伝達の正確性により重点をおいた判断をおこなった理由として、4.6にいう「特別の場合」に該当する状況であったからだとかんがえることもできる。実際のところ、5.4においては、被告人の自白等の直接証拠は存せず、間接事実の存否、信用性および推認力が争点となっていたところであり、これらを吟味するために、被告人の状況理解および意思伝達の正確性を重視したという説明もありうる。しかし、4.6においては、この「特別の場合」について具体的な記述はなされておらず、先行研究では、当該事案においても、被告人の心理状況を詳細かつ具体的に確認する必要のある部分があったという指摘もなされている³⁹⁾。また、近年においては、冒頭で既述したとおり、司法通訳に関する研究が急速に進展しており、それらの内容からするならば、実際の司法通訳人の能力も1990年代と比較して、相当程度に向上しているものと認識され⁴⁰⁾、かつ、通訳内容について鑑定がなされたベニース事件⁴¹⁾などの存在などからするならば、5.4の判断は、以前に比して通訳の正確性を重視している近時の潮流の延長線上に位置づけられるものとかんがえることもできる。したがって、5.4のような事案が4.6にいう「特別の場合」に該当するとただちに結論づけることは困難であり、今後の判例の動向などもふまえて、より慎重な検討がなされるべきであろう。

なお付言するならば、5.4を受任した弁護人による〔藤本・高安2011：43頁〕は、「本件は、裁判官による適切な訴訟進行等によるところが大きいものの、裁判員による一般人からの観点から、おかしいものはおかしい、というきわめて常識的な判断がなされた判決である。」とのべている

が、上記の通訳に関する部分だけみても、4.3および4.6との対比からして、一般市民の感覚から違和感のない結果となっているように思料される。いうまでもなく、この1つの判例のみをもって、裁判員裁判における司法通訳に対する判断の傾向・特徴について論ずることは、時期尚早であろうが、とはいえ、国民の司法参画により、市民の感覚・常識が判決に反映されたという点などにおいては、裁判員裁判の特徴をみいだすことができるといえるのではないだろうか⁴²⁾。

6.2 言語運用能力の水準を判断するための基準・方法

本項においては、言語運用能力の水準を判断するための基準・方法について検討する。この点に関して、比較的詳細に言及されている判例は、4.5、5.3および5.4である。

まず、4.5に関しては、当該判例に関する論考である[田中康代1998]を確認しておきたい。[同：108頁]は、「本判決の意義はその結論ではなく、この二つの点でこのような判例の流れに沿った結論に達するまでの過程にある」とし、①フィリピン国内の言語状況や被告人の来歴などにもとづきタガログ語の運用能力の認定をおこなうなど、言語の運用能力についての比較的詳細な検討がなされたこと、および②通訳という作業が本来的に変容をうけやすいものであり、誤訳の危険性を有するものとみとめていることの2点を評価している。

このうち、①に関しては、当該控訴審において、フィリピンの言語状況・言語政策や、3名の被告人のうちタガログ語の運用能力が最低水準とされるBについて、タガログ語圏であるマニラで3年間労働していたという経歴などをふまえ、なおかつ原審の速記録の確認もなされたことがみとめられる。ただし、[同：108頁]は、原審の速記録を確認するだけでは十分でなく、第三者の通訳人による録音テープの確認等が必要であったの

ではないかとし、改善の余地があるものとしている。

ついで、5.3に関しては、被告人の言語運用能力の認定にあたって、通訳人の証言に全面的に依拠している。以下において、判例における該当部分を引用する。

……しかし、本件各自白調書に通訳人として署名押印した甲⁴³⁾は、当審公判廷において証人として供述した際、本件各自白調書の作成に際しては、自分が通訳に当たった、その際用いたのは、原則として広東語であったが時たま被告人から北京語で答が返ってくることもあり、むしろ通訳を正確にするため、広東語と北京語の両方を遣って通訳をすることもあった、なお、被告人には、北京語についても広東語と同様の能力があったという趣旨の証言をしている。そして、甲の右証言は、内容的にも極めて自然なものであって、十分に納得できるものである上、同人が広東語についても二年ばかり学校で学んでいることなど、その学歴、横浜市所在の中華学校（高等学校）で標準中国語（北京語）の教師を約一二年間していたという経歴、これまでの一〇年にわたる通訳の経歴等に照らし、右証言の信用性に疑念を抱く余地など全くない。

筆者には、東京高等裁判所がこれだけ断言する自信がどこから生じているのか解せないところがある。たしかに、被告人が控訴審になってから、突如として、捜査段階で付された通訳は北京語のものであったから不当であると主張しはじめたことなどからすれば、裁判所が強硬な姿勢をしめすこともありうるのかもしれない。しかしながら、当該通訳人の広東語の運用能力を担保する経歴については、「二年ばかり学校で学んでいることなど」としか説明されておらず、ここでいう「学校」がどの程度のものかはさだかでないが、かかる表現からは広東語のみ専門的に2年間フルタイム

で学習していたともかぎらず、しからは、その程度の学習歴しか有さない通訳人に十全な広東語の運用能力が存するかについては疑問がある。そして、この点と自白調書にタガログ語という誤記がなされていたこととをあわせて考慮するならば、上記のように通訳人の証言に対して、東京高等裁判所が「疑念を抱く余地など全くない。」といいきることが一体なぜできたのか、判決文からは、その根拠をみいだすことができない。

最後に、5.4に関しては、すでに前項で確認したとおりであるが、北京語・英語ともに被告人からの十分に理解できないという自己申告と、北京語については、検察官による通訳言語の変更が、英語については、ホテルのフロント従業員による証言が、それぞれ言語の運用能力を認定する際の材料とされている。前項においては、当該判例の言語運用能力の認定等に対する慎重な姿勢については、評価すべきものであるとの筆者の見解をしめしたが、他方において、上記のような状況から被疑者・被告人の言語運用能力を認定することには、一抹の不安もおぼえる。

当該事案の場合、北京語および英語の十分な理解ができないという事実は、被告人の利益となるものである。一般的に、ある言語の運用能力がたかいことをもって、自己の利益につながるという状況であれば、だれしも積極的にそれを証明しようとするものである。しかし、これとは反対に、ある言語を理解することができない、またはその理解が十分でないということが、自己の利益となるという状況においては、決してその言語ができるとはいわないであろうし、その言語を使用してみせることもないであろうし、さらには、その言語ができるという証拠となりうる事実をあえて提示することもまたないであろう。

5.4の場合がそうであったかは別としても、今後、特定の言語の運用能力が存しない、またはその運用能力が低水準であるということを故意によそおようなケースが出現してこないともかぎらず、そうした事案に遭遇

したときに、はたしてホテルのフロント従業員のように短時間しか被疑者・被告人と接していない第三者に確認するといった対応だけで問題なしと判断するのが妥当であるといえるだろうか。もちろん、通訳を付す言語については、被疑者・被告人の第一言語とすることが遵守されるべきであり、その前提が確保されているのであれば、特段の問題はないかもしれない。しかし、ここまで確認してきたとおり、現実問題として、第一言語以外の通訳を付す可能性はあるわけであって、そうした状況を勘案するならば、やはり他の客観的な事実とあわせて、各言語の運用能力についての結論を導出することがのぞましいものと思料される。

たとえば、5.4のようなケースでは、被疑者・被告人が香港人であったと仮定すると、学歴、すなわち英文学校であったか、または中文学校であったかなどを確認すれば、より客観的な判断ができるだろうし、職歴や海外渡航歴・滞在歴、中国本土との往来状況なども客観的な判断に資する事実ということができる。

さて、以上の3つの判例において、言語の運用能力の水準を判断するために使用された材料を整理すると、おおむね以下ようになる。すなわち、①出身国の言語状況・言語政策、②職歴・学歴、③公判における速記録、④通訳人の証言、⑤被告人の供述（自己申告）、⑥検察官による通訳言語の変更、および⑦第三者（ホテルのフロント）による証言である。

しかし、いずれの判例にも共通している点などは、特段みいだすことができず、その都度個々の事例に応じて判断がなされているようにみうけられる。そして、こうした状況は、かつての〔津田・宮脇1993〕の調査結果とも総じて整合したものであり、近年の5.4にいたるまで、言語の運用能力の水準を判断するための明確な基準・方法は依然として確立していないものと判断される。この点については、柔軟な運用を可能にするために、あえて統一的な基準・方法を策定していないという見方もできるかもしれ

ないが、されども、このような状況のままでは、各被疑者・被告人の間において、不平等を生じるおそれを回避することはできず、通訳を問題とした裁判を再生産しつづけることとなりかねない。

したがって、捜査機関および裁判所においては、前項で確認した言語の運用能力の水準について、ある程度のガイドラインを策定したうえで、この点を確認することができるよう、いずれの事件においても共通して確認することができる項目（たとえば、上記の場合、①②④⑤⑦など）を中心に基準を策定し、かつ、これらを公表したうえで適切に運用していくといった取組みがもとめられるのではないだろうか。

6.3 通訳を付すべき言語の選択

本項においては、社会言語学的視座から、被疑者・被告人に付す通訳の言語として、いずれの言語を選択すべきかという点について検討をくわえてみたい。

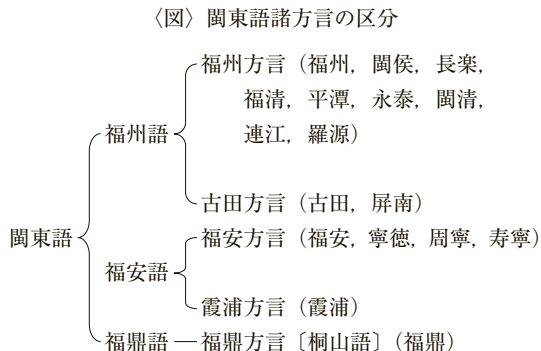
ここまで確認してきたとおり、被疑者・被告人に付す通訳の言語は、当該被疑者・被告人の第一言語であることがもっとものぞましいが、そうでない場合には、慎重な判断のうえ、第一言語以外とすることも許容されることとされている。

この点からすれば、スペイン出身の被疑者・被告人の場合、第一言語がスペイン語であり、かつ、スペイン語の司法通訳人が確保できるときには、スペイン語の通訳を付すことが最良の選択と認識される。また、5.3のように、中国系マレーシア人の被疑者・被告人の場合、第一言語が客家語だとしても、出身地がクアラルンプールやイポーであって、地域共通語である広東語⁴⁴⁾も第一言語に準ずる能力を有しており、かつ、広東語の司法通訳人の確保が可能なときには、広東語の通訳を付すことも許容されるものと解される。

しかし、事態はそれほど単純なものではないだろう。各国・各地域における言語の多様性や、その使用状況の複雑性については、もはや論をまたないところであるし、言語学の領域においては、系統・分類が未詳の言語もすくなくない。したがって、外国人の被疑者・被告人に通訳を付すに際しては、かかる要素も検討していく必要があるものと認識され、本稿でみてきた諸事例などにかんがみるならば、漢語方言を使用する被疑者・被告人に対して通訳を付す際にも、この点への配慮が必要不可欠であると判断される。

具体例をしめすならば、5.5に関して、[川原等1997a; b]においては、「長楽語」という記載がみうけられる（上編・下編を通じて実に9箇所において記載されている。）。この長楽語については、福建省福州市管轄下の長楽市において使用されている閩東語の1方言と推定されるが、当該名称については、中国語学において、あまり一般的に使用されているものではないように思料される。長楽語が包含される閩東語について、[中嶋1992]が諸方言の区分をまとめたものが、〈図〉である。

[中嶋1992]の〈図〉からするならば、長楽語は、福州語福州方言に属するものとかがえられるが、[川原等1997a; b]においては、「福建語、



[中嶋1992：630頁]より

福州語、長樂語等少数言語の通訳を確保しておく必要がある」というように、福建語（閩南語）と福州語、そして福州語に包含される長樂語がすべて並列で記載されている。

〔川原等1997a; b〕において、かかる記載がなされた背景としては、裁判官の被疑者・被告人の使用言語に関する情報・知識が、通訳人から供給されたものであることが指摘される。すなわち、裁判官および裁判所関係者が、被疑者・被告人と出身省をおなじくする福建語の司法通訳人より、被疑者・被告人らの使用言語が、福州語や長樂語であるとの説明がなされた場合に、特に疑問をいただくこともなく、それを受容するという状況は、容易に推察されるものである。

しかし、実際のところ、中国人だからといって、また、同一省の出身だからといって、通常は、自分の第一言語以外の方言の使用状況にまであかるといわけではない。こうした点からすれば、意思疎通に難のある北京語または福建語を使用して、被疑者・被告人から聴取した福州語や長樂語という情報を、司法通訳人が特段の解説もなく裁判所関係者に伝達するということは想像にかたくない。5.5のケースの場合、福州語の司法通訳人は存しなかったこととされているが、かりにも福州語を第一言語とする中国人の通訳が当該事件に関与していたとするならば、長樂市の出身者に対しても福州語で対応が可能であるという判断がなされ、その結果として、〔川原等1997a; b〕に「長樂語」という記載がなされなかった可能性も指摘できる。かかる諸点にかんがみるならば、通訳言語の選択に際しては、司法通訳人の判断を最大限尊重しつつも、これと併用するかたちで、客観性の担保された言語学的資料を勘案したうえで判断がなされることがのぞましいように認識される場所である。

他方において、5.5に関連しては、なおも留意すべき要素が指摘される。すなわち、〔山下等2010：5-6頁〕によれば、華人・華僑研究におい

ては、福州市管轄の行政区（旧福州府）の出身者を広義の福州人とする一方、福州語と福清語とは若干ことなることなどもあり⁴⁵⁾、福清地方の出身者については、東南アジアにおいて、福州人とは別に福清人として同郷会館を組織していることなどもあって、福州と福清とは、それぞれ別個の方言集団と認定されることとされている。

長樂市については、福州市の市轄区と福清市との中間に位置しており、この出身者を上記のいずれの方言集団に分類するかについては、一律に判断できないところであるが、長樂市出身の被疑者・被告人が自身の第一言語は福清語であると主張することも想定されうる。

もちろん、これは意思疎通が可能かいなか、すなわち「通じる」かどうかとは性質をことにする問題であり、5.5のような事例にかぎっては、ただちに問題が生ずるというものではないかもしれない。しかしながら、言語とアイデンティティーの問題として、やはり看過できない状況も想定されうるように認識される。

たとえば、福建省廈門市出身の福建語の通訳人が、マレーシアのパナン出身の中国系マレーシア人であって、福建語を第一言語とする被疑者・被告人の通訳をおこなうということは、両地の福建語の差異が相当程度あったとしても許容されうるように思料される。しかし、福建省廈門市出身の福建語の通訳人は、広東省汕頭市や潮州市の出身の潮州語を第一言語とする被疑者・被告人とも、4.3や4.6で判示された程度のコミュニケーションは可能かもしれないが、当該地域の出身者のアイデンティティー⁴⁶⁾との関係をあわせて勘案したとき、かかる措置が適当なものであるかについては疑問なしとしない。要するに、言語が通ずるかいなかという判断が微妙な状況下において、アイデンティティーの問題がくわわった場合には、この要素が最終的な通訳言語の選択にかかる判断を左右する可能性も想定されるのである。なお、この点に関連しては、[中山1993: 51頁] などから、

公判における通訳言語について、福建語と台湾語とが別個にとりあつかわれている⁴⁷⁾ことを指摘しておきたい。

以上については、あくまで仮定のはなしではあるが、されども机上の空論であると簡単にかたづけられることもできまい。実際に、いつなんどき、どのような被疑者・被告人が出現してくるともかぎらないのであるから。

7.0 おわりに

本稿においては、司法通訳に関して、被疑者・被告人の言語運用能力の認定や通訳言語の選択をめぐる、社会言語学や中国語学、華人・華僑研究などの知見を動員しつつ、漢語方言が焦点となった判例などを考察したうえで、各所で疑問が生じた点については、いずれも直截に指摘してきた。本稿でとりあつかった漢語方言が焦点とされた判例および事件処理の実例については、冒頭でものべたとおり、従前の司法通訳に関する研究でとりあつかわれてこなかったものが大半である。これらの判例および事件処理の実例などが、いかなる理由から考察対象とされなかったのかについてはさだかでないが、すくなくとも社会言語学や中国語学の角度から検討するに、等閑に付すことのできない箇所が多々みうけられた。

しかし、本稿において指摘してきた言語をめぐる諸問題に関しては、捜査機関および裁判所の責に帰すべき事由もたしかに存してはいるが、その大部分については、むしろ言語学分野の専門家がとりくむべき課題であると判断される。

はたして、過去において、捜査機関および裁判所が、本稿でみてきたような事例に遭遇した際に、参照することができる日本語の資料が存していたらどうか。すくなくとも、管見のおよぶかぎり、質・量ともに十分に存していたと回答することはできない。漢語方言に関していえば、香港および台湾における社会言語学的研究は、近年、いよいよ充実してきている

が⁴⁸⁾、他方において、中国に関するそれは、その広大なフィールドに比すれば、依然としてごくわずかである。また、個別の漢語方言の記述的研究および理論的研究は、一定程度存していることが確認できるものの、言語学を専門としない捜査機関および裁判所が各種の漢語方言に関する論考を収集し、それらをパズルのようにくみあわせてうえて、必要な情報を抽出するというような作業は、およそ現実的対応ではない。

司法通訳は、研究者と実務家による理論と実務の架橋がもたせられるとともに、法律学と言語学という社会科学と人文科学の協働が必要な領域である。無論、各分野の研究者および実務家には、それぞれの専門があり、通常は、それを追究・実践することが使命といってよい。しかし、かかる前提があるにしても、ときとして、すこしでも上記のような協働を想起し、自身の専門分野が他の分野の問題を解消できるのではないかと想像したうえて、その知見を共有するための取組みがなされたならば、1名の被疑者・被告人の権利保障につながり、もって社会正義の実現に寄与することができるかもしれない。また、前節で検討した言語とアイデンティティーとの関係などの例から垣間みることができるが、捜査および公判という特殊なコミュニケーションの現場を通じて、人文科学の根幹にかかわる理論的な問題に直面することもありうるのであり、研究者にとっての利益もすくなく存しているはずである。したがって、当該領域に対しては、今後、より一層広範にわたる分野からのアプローチが志向されてよく、諸分野による協働が高次に実現されることが期待される。

注

- 1) 「来日外国人」とは、警察庁による「来日外国人犯罪の検挙状況（平成24年）」の定義によれば、「我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた者」とされており、本稿でもこの定義を採用する。な

- お、他の官公庁においては、「訪日外国人」という表現が使用されることもある。この「訪日外国人」の定義については、観光庁による「訪日外国人消費動向調査」によれば、「トランジット、乗員、1年以上の滞在者等を除く日本を出国する訪日外国人」とされている。
- 2) 「訪日外国人旅行者数1千万人の達成について」(日本政府観光局(JNTO)) : http://www.jnto.go.jp/jpn/news/info/pdf/jnto_ten_million.pdf
 - 3) 日本政府観光局(JNTO)報道発表資料 : http://www.jnto.go.jp/jpn/news/data_info_listing/pdf/pdf/140117_monthly.pdf
 - 4) 警察庁の「平成25年警察白書」(128頁)によれば、「来日外国人犯罪は、平成の初期から増加傾向にあったが、検挙件数については平成17年を、検挙人員については16年をピークに減少に転じた。」こととされ、2012年においても前年比で検挙件数が11.0%の減、検挙人員が8.9%減となっている。なお、本稿との主題・内容からすると、同白書(128頁)が「平成24年中の来日外国人犯罪の検挙状況を国籍・地域別にみると、中国(台湾、香港を除く。)が最も多く、検挙人員の約4割を占めている。」と指摘している事実も確認すべき点といえよう。
 - 5) この点については、すでに20年以上まえに[江橋1990]も指摘していたところである。
 - 6) 捜査および公判において通訳を担当するものについては、さまざまな呼称が存しているが、近年は、一般社団法人日本司法通訳士連合会(以下、「日本司法通訳士連合会」という。)が設立されたこともあってか、「司法通訳(人)」を使用するものがおおい。日本通訳士連合会のホームページ(<http://www.j-law-interpret.com/index.html>)によれば、司法通訳人とは、「法廷通訳人・弁護通訳人・捜査通訳人の総称」とされ、「法廷通訳人」は「裁判所の指揮のもと、主に法廷で通訳を行なう者」、「弁護通訳人」は「主として、弁護士が刑事弁護活動をする際に通訳を行なう者」、「捜査通訳人」は「検察・警察等が刑事事件を捜査する際に通訳を行なう者」と定義されており、本稿もこれに準じて司法通訳(人)という用語を使用することとする。なお、「法廷通訳人」と「捜査通訳人」との間には、言語運用能力や法律知識等に差異があつてかまわない(後者は前者ほどの水準を必要としない)とした判例も存するが、本稿においては、両者には同一の水準がもとめられるという認識にたつて、両者を区分することとはしない。
 - 7) [中村2012: 68-71頁]は、これまで日本国において司法通訳が問題とされ、マスメディアなどでとりあげられた事例として、①道後事件(1996年)、②メルボルン事件(1994)、③ニック・ベイカー事件(2002年)、およ

- び④ベニース事件（2009年）をあげている。
- 8) [田中康郎1998] [田中1999] などがこれに該当する。
 - 9) [水野2012] などがこれに該当する。
 - 10) [中山1993] [多和田1993] などがこれに該当する。
 - 11) [村岡1993] [本上1996] などがこれに該当する。
 - 12) [毛利2007] などがこれに該当する。
 - 13) [高畑・水野・津田・坂巻・森2013] などがこれに該当する。
 - 14) [毛利2009] [毛利2006] などがこれに該当する。
 - 15) [水野2004] などがこれに該当する。
 - 16) 第5節第1項において確認・検討する大阪高等裁判所1991（平成3）年11月19日判決（判例時報1436号143頁）については、『刑事訴訟法判例百選』（有斐閣）に収録された[田中康郎1998]（第七版）および[角田2005]（第八版）が存しているとともに、[田中康代1998] [田中2006] などにおいても検討がなされている。
 - 17) この点に関連して、[津田・宮脇1993] は、捜査および公判において、記録上「タガログ語」という記載がなされていることについて、現代フィリピンにおける共通語・標準語であり、同国憲法でも国語と規定されている「フィリピン語」を正式に表記していくことが必要であるとの見解をしめしている。筆者としても、かかる意見には賛同するところであるが、他方において、標準中国語の場合、中国・台湾・東南アジアにおいて、それぞれ各種の呼称が存しており、かつ、日本国において比較的知名度のある北京語などの呼称も存している。こうした状況下において、たとえばもっとも中立的な華語という呼称を使用することがのぞましいかという、むしろ現場に無用の混乱を生ずる可能性もあるように認識されるところである。
 - 18) この点については、[芦部・高橋2012：13頁]などを参照のこと。
 - 19) 引用部分の国際人権規約B規約の邦文訳については、日本政府によるものである。
 - 20) [札幌2009：226-227頁]には、裁判官自身の方言・言語に対する意識についての調査結果が記述されている。当該調査結果においては、裁判官によっては、裁判所法第74条のいう日本語に方言はふくまれないとするものや、ウチナーグチは日本語の範疇には入らないが、外国語でもないから通訳を付すこともできないと回答するものなど、その認識に相当程度の差異がみうけられ、こうした見解が実務にすくなからず反映されているものと推察される。
 - 21) 当該条項は、第2編第一審第1章「捜査」に位置づけられており、「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要がある

- ときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。」と規定されている。
- 22) 「日本語に通じないもの」については、「国語に通じない者」と同義とみなし、以下においては、「国語に通じない者」に統一する。
- 23) 同第5条第2項においては、逮捕される場合には、すみやかに自己の理解する言語での告知がなされることと規定されている。また、第6条第3項(a)は、すみやかに自己の理解する言語により自己の罪およびその理由の告知がなされることと規定されるとともに、同(e)は、裁判所における言語を理解しない場合には、無料で通訳が付されることと規定されている。
- 24) 学説としては、[堀籠1994][佐藤1997][小嶋2007][淵野2013]などが確認される。また、判例については、次節において多数の該当例が確認される場所である。
- 25) 通訳言語が焦点となった判例においては、「母国語」という表記がめだつが、これが第一言語をさしているのか、出身国の標準語・共通語・公用語をさしているのか、かならずしも明確でない場合がある。なお、東京高等裁判所1998(平成10)年9月22日判決(東京高等裁判所刑事判決時報49巻1~12号53頁)については、判決文冒頭は「第一言語」という記載がみられるものの、後半では「母国語や最も得意とする言語」といった記載がみられ、各用語がかならずしも意識的につかいはけられているようにはみうけられない。
- 26) バンジャブ語とも表記される。[溝上1992:373頁]では、「インド・ヨーロッパ語族に属するインド・アリア諸語の1つで、その名の示すとおり、インドとパキスタンにまたがるバンジャブ(Punjab、「5つの川」の意)地方(行政区分とは必ずしも一致しない)の民衆の話す言葉である。」と説明されており、その使用者数は、全世界で推定6,500万人とされている。
- 27) [鈴木1988:856頁]では、「インド・ヨーロッパ語族のインド・イラン語派に属し、現代インド諸語の中で、ヒンディー語、ブラジュ・バーシャー語(BrajBhaṣa)などととも、西部ヒンディー方言のグループを形成する。ウルドゥー語は、パキスタン・イスラム共和国の国語であり、インドでは、15ある公用語の1つである。話者の数は、パキスタンでは、国語という点からいえば、全人口9,400万人である。しかし、パキスタンでは最大の言語人口をもつバンジャブ語をはじめ、シンディー語、バシュトー語、バルーチ語なども話されているので、ウルドゥー語だけの言語人口は数百万人であり、国民の大多数は二重言語者ということになる。」と説明されている。
- 28) 筆者註：司法通訳に関する文献や判例などにおいては、「少数言語」という記載が多々みうけられるが、これは言語学などで通常使用されるものと

- は、意味がことなる。すなわち、[中山1993：42頁]は、「……『少数言語』とは、我が国において、その言語に通じている者が少ない言語を意味しており、世界の中で、その言語を使用する人口の多さとは関係しない。」と説明しており、この観点からすれば、世界的にみても使用者が多数といってよいパンジャブ語やウルドゥー語なども「少数言語」に該当することとなる。
- 29) フィリピンにおいて使用者数が第3位の言語である。[山田1988：692頁]では、「イロカノ語は、北部ルソン島で広く第2言語として用いられ、リング・フランカとなっており、北の『国語』といわれることもある。」と説明されるとともに、「イロカノ語は、他のいかなる言語とも特に密接に関係しているということではなく、山岳語群から直接分岐した言語である。あえて近い言語をあげれば、北部山岳小語群である。」と解説されている。
- 30) ただし、この点について、[津田2009：41頁]は、「……法廷通訳の正確性の本当の担保のためには、後日、録取されたものの外国語でのテープ起しだけに頼ることは危険である。そもそも、一本の録音テープによって、同時に飛び交っているふたつの言語をどちらも聞き分け録取することは不可能である。」として、現状の対応だけでは十分でない指摘している。
- 31) ただしくは「本当はある人が背後より私の手を押したのです。」と訳すべき1文を「ある人が、後ろから私の手を引っ張ったのです。」と誤訳されていたとされる。そして、この誤訳については、「意図的とは思われなくても、事柄が事件の核心に触れるものだけに、誤訳の影響を看過することはできない。」と判示されている。
- 32) 判例においては「最も得意とする言語」という記載があるが、ここでいう「最も得意とする言語」が、被告人の第一言語である客家語をさしているのか、またはそれに準ずる運用能力を有する広東語をさしているのかについては判然としない。ただし、判例においては、客家語による通訳については、なんらの記載もみうけられず、焦点とされているのは、もっぱら広東語の通訳と北京語の通訳であるから、コンテキストからすると広東語をさしているように認識される。
- 33) 弁護人は、被告人は、「一応、日本語も話し、聞くこともできるが、細かい正確な表現は困難である。」と主張しているが、これに対して、東京高等裁判所は、「被告人は、原審公判段階においては、漢字及び平仮名等を交えた日本語による読み書きも十分に可能であると認められる上、日本語による会話にも相当程度習熟していることが窺われるのである。」と判示している。この点については、過去の判例等にかんがみて、そもそも被告人に対して通訳を付す必要があったかという疑問も生ずるところである。

- 34) 他方において、マレー語による通訳という可能性はあるように思料されるが、判決文からは、そのような検討がなされた形跡はみうけられない。
- 35) 本件については、裁判員裁判3例目の全面無罪判決ということもあり、2011年1月25日には、新聞各紙により報道がなされている(朝日新聞(朝刊)37面「覚醒剤密輸事件被告に無罪判決」、毎日新聞(朝刊)28面「覚醒剤密輸『郵便中身認識に疑問』東京地裁中国人被告に無罪」、読売新聞(朝刊)39面「覚醒剤密輸また全面無罪 裁判員裁判 捜査ミス指摘」など)。
- 36) 当該被告人については、中国籍であることや、広東語を日常使用していることなどが、判例からあきらかとなっているが、香港もしくはマカオまたは中国本土のいずれの出身・居住かは、直接的にあきらかとはしていない。この点については、判例および〔藤本・高安2011〕から、①弟と一緒に2010年4月13日の早朝に来日していること(兄弟の存在および当時のフライトスケジュール)、②初来日にもかかわらず、航空券・ホテルなどを自分で手配するとともに、東京においては自由に行動している点から、個人旅行であると認定されること、③覚醒剤が封入された荷物について、「香港の友人から送られてきたもの。」と供述していること、④初期に付された通訳が英語および北京語の通訳であったことなどから、香港人である蓋然性がたかいものと認識されるが、マカオまたは中国本土の出身である可能性も否定はできない。なお、新聞報道においては、本名の記載がみうけられるが、本稿においてはプライバシーにも配慮して、“X”と記載する。
- 37) 違法物品等について、発見後ただちに検挙することとはせず、捜査機関が監視しながら被疑者に到達させ、その不正取引に関与する人物や組織を特定する捜査手法のことをいう。
- 38) 被告人が香港人またはマカオ人であると仮定するならば、たしかに北京語および英語の理解が十分でないという可能性もあるだろうが、それでも4.3や4.6などにしめされる程度の言語運用能力であれば、いずれかの言語で満足されうようにも思料され、かつ、東京地方裁判所としても、「被告人と通訳との間でコミュニケーションが全く取れていなかったとまでは言えない」としていることからして、従前の判例よりも慎重な判断とかがえられる。また、被告人が広東省等の中国本土出身であると仮定しても、英語の理解が十分でないことは理解できるにせよ、北京語の運用能力については、4.3や4.6などにしめされる以上の水準にあると認識され、やはり慎重な判断とってさしつかえないだろう。
- 39) 〔田中1999: 99頁〕〔田中2006: 22-23頁〕
- 40) たとえば、〔毛利2009〕は、法廷通訳と言語等価性について論じたもので

あり、被告人質問の英語による通訳の検証等がなされているが、その内容はきわめて詳細かつ緻密なものであって、1990年代の各判例で問題とされたような水準とは比較にならないほどの精度を志向していることがうかがわれる。もちろん、いずれの言語においても同等の通訳の質が担保されているというわけではないかもしれないが、司法通訳の精度が全体的に向上していることは確実である。

- 41) 本件事案は、英語の通訳が付されたはじめての裁判員裁判（控訴審）であり、かつ、言語学および通訳学の専門家が通訳内容についての鑑定をおこなったものである。最終的に控訴棄却とされたものの、原審における誤訳等が認定されたところも存した。この事件について、[中村2012：71頁]は、「ベニース事件は、通訳の正確性について初めて本格的な言語学的分析が行われたという意味で特筆すべき事件である。また、裁判での言語鑑定の在り方について考えるきっかけとなった事件でもあった。」と評している。
- 42) 読売新聞（朝刊）2011年1月25日39面においては、「判決後の記者会見には、裁判員と補充裁判員の経験者計6人が出席。裁判員を務めた40歳代の女性会社員は『証拠が不十分。初動捜査に万全を期すべきだった』と批判。別の女性も『捜査機関は被告とコミュニケーションが取れていないことを察し、直ちに通訳を交代すべきだった』と話した。」という記載がみうけられる。
- 43) 筆者註：判例集においては本名の記載がなされているが、本稿においては、当該通訳者のプライバシーにも配慮し、「甲」と記載する。
- 44) マレーシアにおける漢語方言の使用状況等については、[陳2003]を参照のこと。
- 45) [馮1993：1頁]は、「方言区分からいうならば、福清方言と福州方言とは、多くの部分で共通の特徴を有しており、同一系統の方言に分類される。しかし、福清と福州の両地の住民がこの点に言及されたならば、ただちに両者は別ものであり、両地の方言の差異が無視できないものであることはあきらかであるとのべることだろう。」と説明しており、福州語と福清語とは相互に通ずるものと解されるものの、両地の住民は、それぞれ別のものであると意識していると推察される。
- 46) 潮州市や汕頭市、揭陽市周辺（いわゆる潮汕地区）の出身者である潮州人のアイデンティティーについて、[吉川1998：100頁]は、「潮州語は閩南語の一支系で学術面では『閩南語潮汕片』と呼ばれ、通称は『潮州話 [tie 2 tsu 1 ue 6]』（口語）、『潮語』（書面語）である。同じく閩南語であるアモイや台北との意思疎通に大きな支障はない。にも拘わらず彼らは福建人に対して確固とした区別意識を有している。」と説明している。

- 47) [中山1993: 51頁]に掲載されている「第3表 通常第一審における通訳人の付いた外国人事件の言語別高裁管内別終局人員(平成3年)一地・簡裁総数」をみると、中国語のカテゴリーについては、「北京語」「広東語」「上海語」「福建語」「台湾語」という区分がなされている。
- 48) 香港および台湾に関しては、従前より社会言語学的な論考が比較のおおくみられてきたが、近年では、香港については[吉川2009]など、台湾については[菅野2012]などがそれぞれ存しており、これらの論文によって、各地の言語の使用状況や言語政策などについて詳述されている。

参考文献

[日本語文献]

- 芦部信喜著・高橋和之補訂(2012)『憲法第五版』岩波書店
- 飯田真紀(2008)「中国語の方言と社会」橋本聡・原田真見編著『言語と社会の多様性』
- 江橋崇(1990)「裁判を受ける権利と通訳を求める権利—コモンロー諸国における捜査通訳, 法廷通訳—」『法学志林』87巻4号
- 呉満(1994)「外国人刑事事件の司法通訳の現状と問題点」『刑法雑誌』33巻4号
- 小木裕文(2001)「僑郷としての福清社会とそのネットワークに関する一考察」『立命館国際研究』14巻1号
- 加藤申弥(2001)「外国人犯罪処理の留意事項—領事館通報・領事館の訪問通信権と通訳に関する留意事項について—」『KEISATU KORON』56巻11号
- 川原誠・久保豊・長倉哲夫・中島基至・水野将徳・宮武芳(1997a)「外国人大量密入国事件処理の実例紹介—名古屋地方裁判所における処理(上)」『判例タイムズ』48巻21号
- 川原誠・久保豊・長倉哲夫・中島基至・水野将徳・宮武芳(1997b)「外国人大量密入国事件処理の実例紹介—名古屋地方裁判所における処理(下)」『判例タイムズ』48巻29号
- 北村滋・早川治(1989)「警察における通訳の現状と今後の展望」『警察学論集』42巻6号
- 小嶋勇(2007)「刑事裁判実務と言語権の実践」渋谷謙次郎・小嶋勇編著『言語権の理論と実践』三元社
- 佐藤道夫(1997)「第一三章通訳及び翻訳」伊藤栄樹・亀山継夫・小林充・香城敏磨・佐々木史朗・増井清彦編著『新版注釈刑事訴訟法〔第二巻〕』立花書房
- 渋谷謙次郎・小嶋勇編著(2007)『言語権の理論と実践』三元社

- 島根悟 (1992) 「外国人被疑者と捜査手続をめぐる諸問題—裁判例を素材にして」『警察学論集』45巻10号
- 菅野敦志 (2012) 『台湾の言語と文字：「国語」・「方言」・「文字改革」』勁草書房
- 鈴木斌 (1988) 「ウルドゥー語」 亀井孝・河野六郎・千野栄一編著『言語学大辞典 (第1巻世界言語編 (上) あ〜こ)』三省堂
- 瀬野俊之 (1989) 「権利に関する一試論」『法と民主主義』242号
- 高畑幸・水野かほる・津田守・坂巻静佳・森直香 (2013) 「法廷通訳の仕事に関する実態調査」『国際関係・比較文化研究』12巻1号
- 田中惠葉 (2006) 「外国人事件と刑事司法：通訳を受ける権利と司法通訳人に関する一考察」『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル』12巻
- 田中康代 (1997) 「刑事手続における通訳・翻訳を求める権利についての一考察：国際人権法上の先例を中心に」『法と政治』48巻2号
- 田中康代 (1998) 「法廷通訳の正確性等が争われた事例」『法と政治』49巻1号
- 田中康代 (1999) 「タイ人である被告人らの捜査段階における自白調書は、タイ語に関する通訳能力を欠く通訳人を介して行われたものであるから、内容に誤りがあり信用性を全て否定すべきであるとの主張が排斥された事例 (東京高裁平成8年7月16日判決, 高刑集49巻2号354頁)」『甲南法学』39巻1・2号
- 田中康郎 (1998) 「外国人被告人と法廷通訳」松尾浩也・井上正仁編『刑事訴訟法判例百選 [第七版]』(別冊ジュリスト148号) 有斐閣
- 田淵浩二 (1995) 「犯罪捜査における取調べ通訳をめぐる法的問題」『静岡大学法経研究』44巻2号
- 多和田隆史 (1993) 「来日外国人犯罪の動向と刑事手続上の課題」『判例タイムズ』44巻30号
- 津田守 (2009) 「裁判員裁判導入と法廷通訳翻訳の在り方—法廷通訳人の視座からの考察と提言 (特集 裁判員裁判の実施に向けて—準備状況の現段階と残された課題)」『法律時報』81巻1号
- 津田守・宮脇撰 (1993) 「外国人刑事手続における通訳・翻訳・意志疎通の現状—フィリピン人の事件記録調査から」『自由と正義』44巻1号
- 角田正紀 (2005) 「外国人被告人と法廷通訳」井上正仁編『刑事訴訟法判例百選 [第八版]』(別冊ジュリスト174号) 有斐閣
- 長尾ひろみ (2005a) 「タイ人女性による殺人事件—法廷通訳人の実態」『女性学評論』19号
- 長尾ひろみ (2005b) 「法廷通訳人のプロフェッショナリズム—職業倫理」『リーガル・エイド研究』19号

- 長尾ひろみ・水島和男・村田泰穂・藤岡一郎・須賀博志・戸田五郎（2008）
「パネルディスカッション（京都産業大学法学部創設40周年記念シンポジウム記録 京産大法学部の挑戦—専門職プログラムは何をめざすか）（司法外国語プログラムは何をめざすか）」『産大法学』41巻4号
- 中嶋幹起（1992）「関東語（びんとうご）」亀井孝・河野六郎・千野栄一編著『言語学大辞典（第3巻世界言語編（下-1）ぬ〜ほ）』三省堂
- 中村幸子（2012）「司法通訳—正確さと公平さを期して（その言語使用）」橋内武・堀田秀吾編著『法と言語 法言語学へのいざない』くろしお出版
- 中山隆夫（1993）「要通訳外国人刑事事件と裁判所の取り組み」『自由と正義』44巻1号
- 灘光洋子（2001）「法廷通訳人が直面する問題点：文化的差異をどう捉えるか」『異文化コミュニケーション研究』13巻
- 名和鐵郎・松田竹男（1991）「外国人犯罪の現状と刑事手続の諸問題」『静岡大学法経研究』40巻1号
- 橋内武・堀田秀吾編著（2012）『法と言語 法言語学へのいざない』くろしお出版
- 馬場義宣（1993）「通訳の適正をめぐる最近の裁判例」『研修』3巻537号
- 藤本勝也・高安聡（2011）「有罪立証が不十分として無罪となった事例 [東京地判平成22.1.24]（特集 裁判員裁判における否認事件と弁護）」『刑事弁護』67号、日本評論社
- 札埜和男（2009）「法廷における方言のことば」『社会言語学』9号
- 瀧野貴生（2013）「第1編第13章 通訳及び翻訳」後藤昭・白取祐司編『新・コンメンタール 刑事訴訟法（第2版）』日本評論社
- 堀籠幸男（1994）「第13章 通訳及び翻訳」藤永幸治・河上和雄・中山善房編『大コンメンタール刑事訴訟法 第2巻〔第57条～第188条の7〕』青林書院
- 本上博文（1996）「刑事手続の最前線（六）（編集責任・渡辺修）『適正な通訳』保障と刑事手続：ある定住ベトナム人窃盗被告事件に学ぶもの」『神戸学院法学』26巻3号
- 萬羽ゆり（2009）「捜査・司法通訳人から見た外国人犯罪対応のポイント（第5回）取調べの可視化（映像録音・録画）と通訳人」『捜査研究』58巻2号
- 萬羽ゆり（2010）「捜査・司法通訳人から見た外国人犯罪対応のポイント（第16回）通訳の法的性質」『捜査研究』59巻1号
- 水谷英夫・長沢弘・小島妙子・斎藤拓生・齊藤睦男・草場裕之（1994）「外国人刑事裁判と言葉の壁—中国人刑事事件を素材として」『労働法律旬報』1332号

- 水野かほる (2012) 「近年の司法通訳をめぐる状況と課題」『国際関係・比較文化研究』11巻1号
- 水野真木子 (2004) 「欧州における司法通訳・翻訳をめぐる近年の動きと展望」『通訳研究』4巻
- 水野陽一 (2012) 「刑事訴訟における弁護士依頼権, 接見交通権, 通訳・翻訳権の保障と公正な裁判を求める権利との関係について: ヨーロッパ人権条約6条における公正な裁判原則に関する議論を参考に」『広島法学』35巻4号
- 溝上富夫 (1992) 「パンジャブ語」亀井孝・河野六郎・千野栄一編著『言語学大辞典 (第3巻世界言語編 (下-1) ん〜ほ)』三省堂
- 村岡啓一 (1993) 「或る外国人刑事事件の教訓」『自由と正義』44巻1号
- 毛利雅子 (2006) 「司法通訳における言語等価性維持の可能性—起訴状英語訳の試み」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』7号
- 毛利雅子 (2007) 「司法通訳人の役割—法廷通訳における言語等価性との関連において」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』8号
- 毛利雅子 (2009) 「法廷通訳と言語等価性—被告人質問の検証」『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』10号
- 山下清海・小木裕文・松村公明・張貴民・杜国慶 (2010) 「福建省福清出身の在日新華僑とその僑郷」『地理空間』3巻1号
- 山田幸宏 (1988) 「イロカノ語」亀井孝・河野六郎・千野栄一編著『言語学大辞典 (第1巻世界言語編 (上) あ〜こ)』三省堂
- 山田幸宏 (1989) 「タガログ語」亀井孝・河野六郎・千野栄一編著『言語学大辞典 (第2巻世界言語編 (中) さ〜に)』三省堂
- 山本晶樹 (1992) 「犯罪の国際化と刑事弁護」『中央学院大学法学論叢』5巻2号
- 吉川雅之 (1998) 「リレー連載中国の諸言語 [20] 『潮州語』」『月刊しにか』1998年2月号, 大修館書店
- 吉川雅之 (2009) 「『読み・書き』から見た香港の転換期」明石書店
- ラムゼイ, S. R. 著 (高田時雄他訳) (1990) 『中国の諸言語—歴史と現況—』大修館書店
- 渡辺修 (1998) 「外国人刑事裁判と『ワイヤレス通訳システム』」『判例タイムズ』49巻14号

〔中国語文献〕

- 陳曉錦 (2003) 『馬來西亞の三個漢語方言』中国社会科学出版社
- 馮愛珍 (1993) 『福清方言研究』社会科学文献出版社